



# 部落問題解決へ 形を変えた 特別扱いやめよ

九月十二日の一般質問で、松尾信次議員は、同和行政について質問しました。

寝屋川市の同和行政の到達点と課題を、九四年度から三年間の市議会同和対策特別委員会委員長を務めた体験をまじえ歴史的に明らかにしました。

寝屋川市は、特別委員会の提言を受け、個人給付的事業の廃止、「解同」と一体だった「同和事業促進寝屋川地区協議会」への助成廃止などを府下で最初におこないました。

こうした到達には、日本共産党とともに不公正な同和行政の見直しを求める市民の世論と運動があつたことを、「一九六〇年代からの同和対策事業と誤った理論と運動の「部落解放同盟」の暴力、横暴とのたたかいなどを

②「人権条例」は、当初、「部落差別撤廃条例」としていたものを「人権」の名に衣がえしたものである。一貫して制定を主張しているのは「解同」。府下で旧同和地区が存在しない自治体で、制定以降「解同」幹部が講師

の研修会や府連との自治体交渉の動きが出ている。特別対策の継続なくして、今こそ一般市民として融合していくことが重要として、四点質問しました。

①法的にも、経済的な格差からも、同和地区は存在しないと考えるがどうか。市として同和行政の全面的な終結宣言をおこない、形を変えた特別対策の一掃、同和行政復活にながる動きに一切加担しないことを求めるがどうか。

## 「解同」が要求する「人権条例」制定やめよ

示して明らかにしました。また、一九九〇年大阪府がおこなった同和地区実態調査から、寝屋川市では約千四百世帯の地区で約七百五十人が公務員であった事

松尾議員は、次に、現在の府的な「解同」の動きを述べ、「人権」がすることを指摘し、「形を変えた特別扱い」があることを指摘し、見直しを強く求めました。

松尾議員は、格差が解消し、「同和」「部落」などという垣根をなくして、今こそ一般市民として融合していくことが重要として、四点質問しました。

③部落問題解決には、市民の自由な意見表明の保障が必要と考えるべきと考えるがどうか。

④九七年一月の特別委員会提言が求めた、旧同和地区内の市営住宅の一般募集を、なぜ具體化しないのか。

市は、「すべての人権尊重のまちづくりをすすめるために、人権条例の制定が必要」と答弁し、質問にはまともに答えられませんでした。

議員日記



中谷  
光夫

朝夕ましになつたとはい、今も異常な夏の暑さをひきずつて毎日です。

八月下旬、残つていた後頭部の脂肪腫を切除するために入

院し、空調が効いた中でゆっくりさせてもらい、申し訳ない思いでした。

九月議会では、一般質問と委員会質問にがんばっています。

## 同和行政の全面的な終結を